

第352号

—区長・区議会議員選挙特集号—

昭和50年4月26日発行



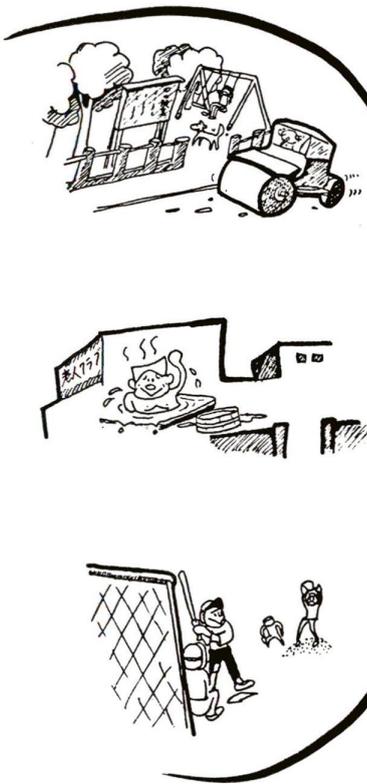
区のお知らせ

足立区
足立区千住一丁目50
番(882)1111
編集・発行/足立区役所

足立区選挙人名簿登録者数

登録日 (50・4・16) 現在	
男	204,085人
女	201,443人
計	405,528人

—区長・区議会議員選挙— 4月27日(朝7時 ~ 夕方6時)は投票日 忘れずに投票しましょう



この一票 あなたが 町づくり

区長や区議会議員を選出する今年度の選挙は、私たちに身近な選挙です。それぞれがこれからの四年間、私たちが住む足立をどうするか決める人を選び出すものだからです。

けれどもこれまで身近なあまり、つい軽く考えてしまう傾向がないとはいえません。

しかし、皆さんが一番近い行政、足立区役所が打出す、ひとつ、ひとつの施策は、皆さんの生活にすぐ影響のある重要なものなのです。

また、それだけでなく、こうした区などの施策が国にとり上げられて、広く全国に及ぼされた例も多いのです。いわば国の施策の先取りもしているのです。

こうした重要な選挙が、ともすれば軽く見られたのには、実はもうひとつ理由があります。

これまで足立区には、市並みの権限がありませんでした。都が二十三区のある地域では、市の仕事と府県の仕事をあわせて受持っていたからです。

せめて足立区に市ぐらいの権限を持たせ、皆さんの意向をいままですより広い範囲に反映できるようにとの願いをこめて、早くから自治権拡充の動きがあったのは、このためです。

その結果、ようやく今年の四月から足立区も市と同じような権限を持つようになったことは、たびたび区のお知らせなどでご通知したとおりです。

本当の自治団体としての足立区は、いまようやく第一歩を踏み出したのです。

こうしたとき、区長、区議会議員を選挙することになったのですから、その意義はまことに大きいといえましょう。

なかでも区長選挙は、二十四年ぶりに復活したものです。

これまで皆さんの区長は、都知事の同意を得て、区議会が選任していました。

しかしこの選任方法は変則的で、本来地方自治を保障するために、憲法が定めた、長と議会の議員を皆さんが直接選挙する原則から遠いものでした。

区長を選ぶ権利、これは本来皆さんのものです。このたび法律が改正されたようやう皆さんが権利が戻ったのです。二十四年間の長い間行使することの出来なかつた権利です。

これを皆さんがどう受止め、どう生かされるかを問われているものといえるのです。

これまでとかく大都市には、地方自治は育たないとされて来ました。しかし特別区は、地方自治の最も基礎的な団体です。この選挙をあすの足立づくりの第一歩としたいものです。

もちろん地方自治や暮らし良い足を建設することは、区長や区議会議員を選出することで終るものではありません。

本当に地方自治を育てるために必要なことは、足立区の行政に参加していただくことです。けれどもそのためには、まず、あなたの区長や区議会議員を、あなた自身の目で見、そして選ぶことから始まるといえるのではないのでしょうか。

あなたの一票が区政を動かす 意義深い24年ぶりの区長選挙

足立区長・区議会議員選挙

投票できる人

足立区長・区議会議員の選挙で投票できる人は、年齢満20歳以上で、足立区の選挙

人名簿に登録されていることが必要です。名簿に登録されるには、足立区に住みはじめてから基準日(4月15日)までに3か月以上たっていない必要があります。



■ 足立区に転入してきた人

昭和50年1月15日までに、足立区に転入して転入届をすませた人は、投票できます。

1月16日以後転入した人は、選挙人名簿に登録されるために必要な、3か月の住所要件が満たされませんので、投票することはできません。

■ 足立区内で転居した人

昭和50年2月28日以前に、足立区内で転居した人は、新住所地の投票所で投票できますが、3月1日以後転居した人は、旧住所地の投票所で投票することになりますからご注意ください。

ただし、区長および区議会議員の選挙で、はじめて足立区の選挙権を得て、名簿登録

される人の場合、3月31日以前に区内転居した人は新住所地の投票所で投票できます。

■ 足立区から転出した人

区の選挙ですので、投票日前に区外へ転出した人は、投票できません。

■ 入場整理券

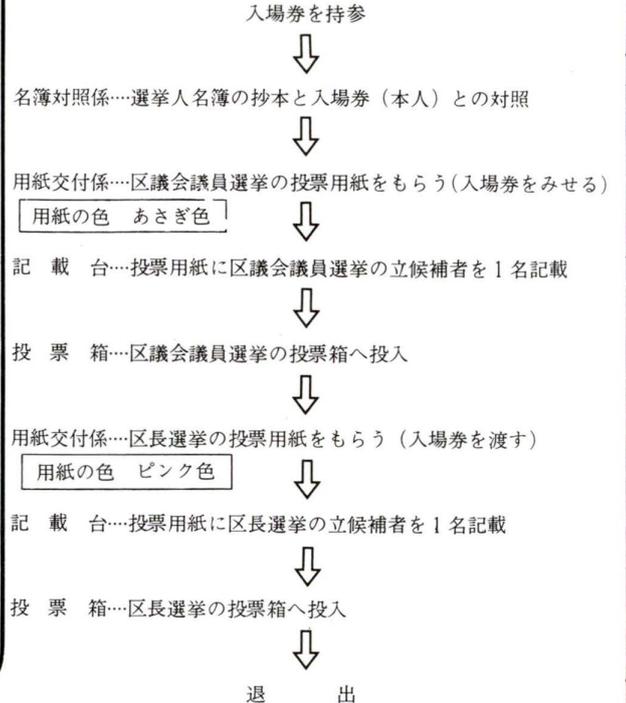
投票日には、入場整理券をお持ちください。入場整理券は、東京都知事選挙と同じものを使います。

入場整理券を紛失した人は、投票所内にある調査係へ申出てください。

この一票選ぶ力がくらしを守る

● 区長・区議会議員選挙の投票の順序

投票所における投票の順序は、はじめに足立区議会議員選挙の投票を行ない、次に足立区長選挙の投票を行ないます。



投票区域一覧表

投票区名	投票所建物名称	所在地	区	域
41	東瀧江小学校	東和3-20-11	東	東瀧江3丁目、東和3.4.5丁目
42	長門小学校	中川1-19-32	中	中川1.2丁目
43	大谷田小学校	中川4-41-27	中	中川3.4.5丁目
44	第12中学校	大谷田1-37-1	大	大谷田町、大谷田1.2.3.4丁目、佐野町
45	第13中学校	花畑町4725	花	神明町、六木町、神明南町、花畑町(4700-5323)、辰沼町、北加平町、内匠町
46	花畑小学校	花畑町3689	花	内匠本町、花畑町(3430)(3568-4699)(5324-5347)
47	花畑中学校	花畑町2430	保	保木間町(2252-2253)(3845-3919)(3955-4156)(4275-4285)、花畑町(1900-2697の9)(2697の11-2708)(2832-3429)(3431-3567)(5348-5429)(5550-5599)(5978-5979)(5997)
48	花畑西小学校	花畑土地区画整理組合50ブロック	花	花畑町(27)(180)(240-241)(604-1899)(5953-5954)(5974)
49	瀧江中学校	保木間町2290	保	保木間1.2丁目、保木間町(1-2251)(2254-3844)(3920-3954)(4157-4274)(4286-4500)
50	東栗原小学校	東栗原土地区画整理組合39ブロック	東	東栗原町、六町、平野1.2.3丁目、竹塚町、西加平町、西六町、東島根町、保塚町、石巻町
51	島根小学校	島根3-28-11	栗	栗原1.2丁目、島根1.2.3.4丁目
52	保木間小学校	竹の塚3-6-3	保	六月1丁目、六月町、竹の塚3丁目
53	竹の塚小学校	竹の塚1-8-1	竹	六月2.3丁目、竹の塚1.2丁目
54	瀧江小学校	西保木間1-10-3	西	西保木間1丁目、竹の塚4.5.6丁目
55	瀧江第2小学校	西保木間4-2-1	西	西保木間2.3.4丁目、竹の塚7丁目
56	第14中学校	伊興町大境1591	伊	伊興町(前沼、見通、大境)
57	伊興小学校	伊興町本町3477	伊	伊興町本町、東伊興町、伊興町(谷下、五庵、狭間、白幡、京伝)、西伊興町(1-40)
58	西新井第2小学校	西新井4-34-1	西	西新井2.3.4丁目、西伊興町(41-70)、伊興町諏訪木
59	西新井第1小学校	西新井6-21-30	西	西新井1.5.6.7丁目
60	鹿浜小学校	鹿浜4-20-22	鹿	鹿浜4丁目、江北6.7丁目、椿2丁目
61	鹿浜西小学校	鹿浜2-24-1	鹿	鹿浜2.3.5丁目
62	鹿浜第1小学校	谷在家町385	谷	谷在家1.2丁目、谷在家町、加賀里沼町、北鹿浜町、北堀之内町、上沼田町(1813-2185)
63	舎人小学校	舎人町224	舎	舎人1.2.3.4.5丁目、舎人町、入谷町、古千谷1.2.3.4.5丁目、古千谷町
64	青井小学校	青井3-12-2	青	青井3丁目、弘道2丁目(16-30)
65	花畑東小学校	花畑町526	花	花畑町(1-26)(28-179)(181-239)(242-603)(2697の10)(2709-2831)(5430-5549)(5600-5952)(5955-5973)(5975-5977)(5980-5996)

投票所が変わります

- 次の地域にお住まいの方は、新しく投票区が増え、投票所が変わりますので、ご注意ください。
 - ▷ 該当地域…花畑町1-26、28-179、181-239、242-603、2697の10、2709-2831、5430-5549、5600-5952、5955-5973、5975-5977、5980-5996
 - ▷ 新投票所…区立花畑東小学校(花畑町526番地)
- これまで関原小学校分校が投票所となっていた地域の方は、今回の選挙では、投票所が変わりますのでご注意ください。
 - 新設投票所…関原保育園(関原2丁目22-10)
- 昨年の11月1日の住居表示により、扇1.3丁目、西新井本町2丁目、江北1.4丁目となった地域のうち、一部の方は投票所が変わります。上の投票区域一覧表をお確かめのうえ、投票所へおいでください。